

おでかけだより

春号 NO. 25

平成22年4月1日

発行：NPO法人『おでかけサービス杉並』 発行責任者：樋口 蓉子
〒167-0051 杉並区荻窪5-18-11サニーシティ荻窪103
TEL 03-6425-8584 FAX 03-5397-1755
<http://www7b.biglobe.ne.jp/~npo-odekake/>

料金改定のお知らせ

理事長 樋口 蓉子

私どもの事業は2005年3月より開始して以来早5年を経過しましたが、この間大過なく続けてこられましたのも皆さまのご協力の賜物と厚く感謝申し上げます。

さて、利用会員の方々には既にご案内を差し上げておりますが、4月より移動サービスに関わる利用料金の改定を実施させていただくこととなりました。大きな改定点は、これまでの「時間制運賃」を「距離制運賃」に変更することにあります。杉並区内では、私どもを含め3団体のNPO法人が移動サービス事業を行っておりますが、他の2団体が距離制運賃を採用しているのに対し、私どもだけが時間制運賃となっており、ご利用いただきます皆さまには、料金を比較する上で分かりにくいとのご意見を頂戴しておりました。私どもも他の2団体と同様な料金体系とすることが、今後サービスをご利用いただく皆さまには、わかりやすいものになると考えての改定です。

詳細につきましては下記の通りです。距離制に変わることで、他の料金制度も若干変更がありますが、多くの方はこれまでより安価でご利用いただけるようになるかと存じます。どうぞ、その分外出の機会を多くされ、日々の生活をより楽しく、豊かなものにしていただけたらと念じております。

また今回の改定により、私どもといたしましては事業収入が減少することとなりますので、どうぞお知り合いの方々に「おでかけサービス杉並」をご紹介いただき、ご利用会員の増加につながるようご協力いただけましたら、大変嬉しく存じます。

今後も皆さまに安心してご利用いただけるよう、運行員一同努めてまいります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。



料金表

運賃及びその他料金について	
算定基準	乗車～降車
運賃	2キロまで350円、以降1キロ毎に150円加算
迎車回送料金	300円
乗降介助料金	片道200円
軽介助料金	15分まで250円、以降15分毎に250円加算
待機料金	30分まで300円、以降30分毎に300円加算
キャンセル料	当日キャンセル1000円
年会費	2000円
複数(2名)乗車について	
運賃	利用者毎の走行距離(単独利用の場合のルート)に応じた料金の1/2の金額
迎車回送料金	それぞれから1/2の金額
乗降介助料金	それぞれから200円

* 複数乗車の場合は軽介助及び待機は行わない

2キロまでの走行距離で使用した場合のトータル金額は850円になります。

利用可能な杉並区発行の券

- ・福祉タクシー券 (運賃部分に対応)
- ・車いす補助券 (迎車回送料金に対応)

【お問い合わせ先】

NPO法人

おでかけサービス杉並

TEL 6425-8584

FAX 5397-1755

担当者：野口

新規運転協力員紹介

— 運転協力員に登録をして —

市川 好子 さん

昨年の地域大学で移送サービス運転協力者講習を受け、このたびおでかけサービスへ運転協力員として登録いたしました。

運転歴は40年以上ありますし、親の介護や障がいを持つ甥にかかわり、それなりの経験をしてはおりますが、ご不自由な方々をどうしたら不安なく、安全に送迎できるのだろうかというところ心配が先立っております。

これから少しずつ先輩運転協力員の方々にご指導いただき、1日も早く立ち立ちなければと思っております。よろしく願いいたします。



青柳 敏一 さん

今年の3月から運行に参加させていただきました。

参加に際し、過去の交通違反等の有無を警察に照会したところ、何と29年間無事故無違反を続けていたという事実が判り、我ながら驚いた次第です。

これからも安全運転に心掛け、私にとって貴重なこの記録も絶やすことのないよう頑張ります。



コーディネーター
つうしん

4月からの料金改定はご理解いただけましたでしょうか？

運賃を時間制から距離制に変更した事により、杉並区が障がい者施策として行っている、リフト付きタクシー運行事業の登録事業者として、新たに車いす補助券が使えるようになりました。

この券で、今回から新たに設定された迎車料金の300円を支払う事ができます。これまでと同じく福祉タクシー券では運賃が支払えますので、両方の券をお持ちの方は、乗降介助料の200円のみが実費支払いとなります。障害者手帳等をお持ちで、車いすをお使いの方は、杉並区に申請されたいかがでしょうか。

また、新たに軽介助料金と待機料金を設けましたので、何かお手伝いが必要な方や、行きと帰りの間を待っていてほしい方は、予約の時にお気軽にご相談ください。

コーディネーター 野口 恭子



【参考資料：詳しくは杉並区障害者施策課（代）3312-2111）にお問い合わせください】

福祉タクシー券の対象者	身体障害者手帳1級から3級の下肢障害・体幹障害・内部障害の方、身体障害者手帳1級・2級の視覚障害の方、愛の手帳1度・2度（重度心身障害者手当受給者は3度まで）の方
車いす補助券の対象者	身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方で、日常外出時に車いすを常用している方、またはねたきり状態の方